

**第1条 本規約の対象範囲**

このご利用規約(以下「本規約」といいます。)、株式会社ジェーエムエーシステムズ(以下「JMAS」といいます。))が提供するサービス「KAITO セキュアブラウザ」(以下「KAITO」といいます。))の利用に付随して、アルプシステムインテグレーション株式会社(以下「提供者」といいます。))が提供するソフトウェア「InterSafe CATS」(以下「URLフィルタリングサービス」)また、そのご利用者「利用者」といいます。))を利用することに伴うすべての事項にわたり適用されるものとします。なお、本規約の内容および本規約に基づいて利用者のURLフィルタリングサービスの利用に関して利用者との間に成立する合意の双方を併せて「本規約」といものとします。

**第2条 利用許諾**

- (a) 利用行為の許諾 利用者は、本規約の定めおよび利用者が申し込む際の条件並びに提供者が適宜定めるその他の条件に従い、さらに、利用者がその従業員等(次項(b)に定める範囲を指し、以下「従業員等」といいます。))に使用させる携帯端末の数(以下「利用者端末数」といいます。))に応じたURLフィルタリングサービスに関する利用料金(以下「利用料金」といいます。))を支払うことにより、当該利用者端末数を上限として、URLフィルタリングサービスを利用することが許諾されるとともに、本規約に規定されたサポートを提供者から受けることができるものとします。但し、利用者は、URLフィルタリングサービスを利用することを目的として、利用が許諾されるものとします。また、利用者は、許諾された権利を譲渡することはできません。また再使用の許諾もすることができません。なお、利用者は、URLフィルタリングサービスが利用できる携帯電話その他の端末機器を利用者の責任と負担により準備するものと、当該端末が準備できないことによりURLフィルタリングサービスの提供が受けられなかったこと等を理由として、提供者に対し、損害賠償や利用料金の払い戻しなどを請求することは一切できません。
- (b) 従業員等の範囲 前項(a)に規定された利用者の従業員等の範囲は、原則として利用者の社員(派遣社員、アルバイト等を含みます。))及び利用者のために請負契約又は委任契約に基づき業務を提供している第三者(当該第三者が法人の場合は当該法人の従業員)とします。
- (c) 審査行為の許諾 利用者は、前々項(a)に加え、提供者が運営するURLフィルタリングサービスの管理者用サービスサイトにおいて、利用者が使用させている携帯端末保有者の利用ポリシーを設定すること、及び当該携帯端末保有者のアクセス状況を確認することその他別途提供者が定める設定・審査(以下「審査行為」といいます。))を行う権利が許諾されるものとします。なお、前々項(a)に定める利用行為と審査行為を併せて「利用」といいます。
- (d) 利用期間 利用者は、JMASとの間のKAITOの契約期間中に限り、URLフィルタリングサービスを利用することができます。
- (e) 利用者端末数の追加 利用者がURLフィルタリングサービスを利用する利用者端末数の追加を希望する場合、利用者は、支払い済みの利用者端末数にかかわらず利用料金と、追加後の利用者端末数の総数に応じた利用料金の差額を、月割りにて支払うものとします。当該差額の支払いが完了した時から、利用者は追加分の利用を行うことができます。
- (f) マニュアル 利用者は、URLフィルタリングサービスを利用するにあたり、提供者が任意の判断で提供する最新のオンラインヘルプ、設定ガイド、その他の公表物(以下「マニュアル」といいます。))がある場合、それらを使用することができます。

**第3条 禁止行為**

利用者は次の各号に定める事項を行ってはならずまた第三者に行わせるはけません。

- 本規約で許諾されている方法以外でのURLフィルタリングサービスの利用(なお、許諾された利用者端末数を超過するの利用を含みます)。
- 本規約で定められた場合を除き、URLフィルタリングサービスの全部又は一部を第三者に利用させ、貸し出し、再許可許諾する行為。
- 提供者から付与されたURLフィルタリングサービスに関するID及びパスワードがある場合、当該ID及びパスワードを第三者に開示し、漏えいしたりする行為、並びに当該ID及びパスワードの漏えいを防止するための適切な管理を怠ること。

**第4条 知的財産権**

利用者は、URLフィルタリングサービスが提供された際に表示されていた著作権、所有権、商標権その他提供者又は原権利者の権利を示す文言や表示を削除してはならないものとします。

**第5条 技術サポート**

利用者による提供者へのURLフィルタリングサービスに関するお問い合わせは、JMASを通じて行ものとします。

**第6条 支払条件**

- (a) 利用料金 利用者は、URLフィルタリングサービスの利用に対する対価及び第5条に規定された提供者による技術サポートサービスの対価として別途定めた利用料金を、別途定めた期日までに別途定めた方法によりJMASを通じて提供者に支払うものとします。
- (b) 支払と利息 利用者は、本契約に関して発生するあらゆる支払に關し期日までに支払いを行わなかった場合、その理由の如何を問わず、当該支払期限から実際に支払を行った日まで、年率14.6%(日歩4銭)の割合により遅延損害金を付加して支払うものとします。
- (c) 税金 本契約に基づいて利用者が提供者に支払う料金その他として定められている額に消費税が含まれていない場合、利用者は、消費税相当額を当該料金に付加して支払うものとします。

**第7条 損害賠償**

- (a) URLフィルタリングサービスの利用に関して、著作権、商標権の侵害又は営業秘密の不正利用に基づくクレームや訴訟が利用者に対してなされた場合、提供者は、自己の費用負担において利用者を防衛し、本条及び第8条に従って、当該訴訟において利用者最終的に課せられた第三者に対する損害賠償および費用を支払うものとします。但し、以下の条件全部が満たされることを条件とします。
- 利用者は、クレーム等が主張されるかもしれないことを知った場合、速やかに、当該請求の通知を受けた場合は受領から5日以内に、提供者に通知をすること。
  - 提供者に対し当該クレーム等の防衛および解決又は和解のための交渉について全権限を委ねること。
  - 利用者が、当該クレーム等に対する提供者の防衛力を制限するようないかなる責任の認識またはその他のいかなる行為も行わないこと。
  - 利用者が当該クレーム等に対する防衛について、提供者からの合理的な要求に従った協力を行うこと。
- (b) 前項(a)で定められたクレーム等がなされた場合、提供者は、自らの選択に基づき且つその費用負担において、次のどれかを行うものとします：
- 利用者がURLフィルタリングサービスを利用し続ける権利を獲得する。
  - 同等の機能を維持したまま、URLフィルタリングサービスの侵害部分の削除による修正または他のサービスへの置き換えを行う。
  - もし上記の(i) (ii)が実行できない場合、利用者からの本契約の解約を受け入れるとともに、URLフィルタリングサービス利用の対価として利用者が提供者に現実に支払った利用料金のうち、利用者が実質的にURLフィルタリングサービスを利用できなかった期間に相当する金額を返還するものとします。
- (c) 提供者は、本条(a)項に定めるクレームや訴訟の提起等が次のいずれかに起因する場合、利用者に対して一切賠償義務を負わないものとします：
- 利用者が提供者から提供されたマニュアルその他の指示に従ってURLフィルタリングサービスを利用を行わなかったことに起因する場合。
  - 利用者が提供者から提供されたURLフィルタリングサービスを利用するために必要なソフトウェアなどのインストール、その他提供者の指示に従った行為を速やかに実施しなかった場合。
- (d) 本条は、第三者からの権利の侵害または不正使用のクレームや訴訟の提起に関する提供者の義務のすべてを定めたものであり、利用者の唯一の救済方法を定めたものです。

**第8条 責任の制限**

- (a) 提供者は、URLフィルタリングサービスがいかなる環境においても常に24時間利用可能であること、URLフィルタリングサービスが停止又は中断しないこと、すべての機能が發揮されること等に関して一切の保証を行いません。
- (b) 提供者は、URLフィルタリングサービスのために用いられているURLデータベースに關し、合理的に知りうる範囲において且つ当該URLデータベースの使用期間内において、規制対象となるべきURL情報を収集し、URLフィルタリングサービスの一部として利用者へ提供するものとしますが、規制対象とすべきあらゆるすべてのURL情報が当該URLデータベースに含まれること、規制対象とすべきではないURL情報が当該URLデータベースに含まれていないこと、その他当該URLデータベースの完全性について、一切の保証を行わないものとします。
- (c) 提供者は、前項(b)に規定されたURLデータベースに含まれるURL情報の分類基準につき、自己の裁量に基づいて設定するものと、当該基準が正確であること、有用であることその他について一切の保証を行いません。さらに、いかなる意味においても、利用者がURLフィルタリングサービス又は当該URLデータベースを利用するにあたり、一定の速度が確保されることその他利用上の性能について一切の保証を行いません。
- (d) 提供者は、URLフィルタリングサービス又はURLデータベースが、利用者の特定の目的に対して有用であること、及び商業的有用性を有していることに関して一切の保証を行いません。
- (e) 本条(a)項から(c)項の規定は、提供者がURLフィルタリングサービス及びURLデータベースに関して行う保証のすべてであり、本規約の他の箇所において明示されているものを除き一切の保証を行いません。
- (f) 提供者は、利用者がURLフィルタリングサービスを使用したことまたはURLフィルタリングサービスが使用できないことに起因して、利用者が生じたいかなる直接損害、間接損害、付随的・派生的損害、特別損害(提供者が予見可能性を有していた場合も含みます。))、逸失利益その他の損害についても、一切その責任を負いません。

**第9条 秘密保持**

利用者は、URLフィルタリングサービスに含まれる提供者のURLデータベースの内容につき、そのカテゴリー方法、構造等を含め、それを取り出そうとしたり第三者に一切開示又は漏えいしてはならないものとします。また、利用者は、URLフィルタリングサービスに関して提供者又は第三者から発行を受けたURLフィルタリングサービスを利用するためのID及びパスワードを利用者のためにのみ使用し、当該ID及びパスワードを秘密に保持するために必要且つ合理的な措置を講じるものとします。

**第10条 従業員に対する利用者の義務**

- 利用者は、従業員等に対し、本規約を含む本契約に基づき利用者から負う一切の義務を誠実に履行させるために適切な措置をとらざるものとします。
- 従業員等が本規約を含む本契約の条件に違反した場合は、利用者は当該違反に関する一切の責任を負うものとします。

**第11条 URLフィルタリングサービスにおけるご利用システム情報の取扱い**

提供者は、利用者のURLフィルタリングサービスの利用に伴い提供者が取得したシステム情報(以下「システム情報」といいます。))を、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することができるものとします。

- URLフィルタリングサービスの利便性、機能等の向上
- システム情報を抽出および編集することで利用者特定できない形式の情報に変換・作成した上で情報の分析、利用及び発表並びに分析
- システム情報を利用したサービスの開発およびその第三者への提供

**第12条 契約の解除**

- (a) 提供者は、利用者が前条の各号のいずれかに該当したとき、または、不当に提供者の名譽又は信用を棄損する行為を行ったときは、何らの通知及び催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができます。
- 所有物件又は権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は租税公課の滞納督促若しくは滞納による保全差押を受けたとき(但し、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除きます。))
  - 支払停止があったとき又は破産、民事再生若しくは会社更生手続の開始の申立があったとき
  - 手形交換所から不渡報告又は取引停止処分を受けたとき
  - 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
  - 営業の廃止、重要な営業の譲渡又は会社の解散を決議したとき
  - 本規約に違反したとき
  - 財産状態が悪化するなど、本規約上の義務の履行が困難であると認められるとき
- (b) 前項(a)に定める本契約の解除は、提供者による利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

**第13条 契約終了の効果**

本契約が終了した場合には、その理由の如何を問わず、本契約で許諾されていたすべての利用許諾は直ちに終了します。本契約が終了した場合、利用者は、直ちにURLフィルタリングサービスに関して提供者から提供されていた全ての秘密情報を提供者に返却するか又は提供者の指示に従って全てを破壊したうえで、その証明を提出するものとします。なお、本契約の終了又は解除の後においても、本規約第3条、第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、及び第15条(b)項、(d)項、(e)項、(f)項及び(g)項の規定は、なお有効に存続するものとします。

#### 第14条 譲渡禁止

利用者は、提供者の書面による事前の同意のない限り、本契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させることはできません。また、本規約を含む本契約から生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは担保の用に供し、又は本規約を含む本契約から生ずる義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせてはならないものとします。

#### 第15条 その他

- (a) サービス 本契約を締結したことによって、利用者に対して、URL フィルタリングサービスを利用すること以外の何らの許諾もなされるものではありません。
- (b) 権利非放棄 各当事者が、ある時点で本規約の規定に定められた権利を実施しなかったとしても、当該当事者がそのあとで当該規定を実施する権利を放棄したと解釈されないものとします。また、本規約の一部の規定について無効、違法または実行不能とされた場合であっても、当該規定は可能な限り実施されるものとし、また残りの規定についての有効性、合法性、実行可能性に何らの影響も与えないものとします。
- (c) 通知 本契約に従ってなされる通知、要求、要請その他については、必ず書面（Eメールを含む。以下同じ。）で行うものとし、その書面が相手方に受領されたときに正式に当該通知等が行われたものと看做されるものとします。
- (d) 準拠法 紛争解決:本契約の準拠法は、日本法とします。また本契約に関する裁判管轄権は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- (e) 見出し 本規約に記載された条文見出しは、単に当事者の便宜のためになされたものであり、本規約の内容、適用範囲その他についていかなる意味においても定義したり、制限したり、補充したりするものではなく、当該見出しには何らの法的効果も与えられないことに同意します。
- (f) 不可抗力 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、同盟罷業、ハッカーからのアタックその他提供者の責に帰さない不可抗力により本規約の定めを含む本契約上の提供者の義務の全部又は一部の履行が不可能になった場合、提供者は、利用者に対し債務不履行、履行遅滞その他一切の責を負わないものとします。但し、提供者は、当該事由により履行が遅滞する場合又はその恐れがある場合、遅滞なく利用者にその旨を通知するか又は公表するものとします。
- (g) 完全合意 本規約及び利用者のURL フィルタリングサービスの申込書を含む本契約は、URL フィルタリングサービスの利用に関する利用者と提供者間の全ての合意を規定するものであり、書面又は口頭による従前の一切の了解、意図の表明、了解、覚書に優先し、それらに取って代わるものです。但し、本契約締結後、提供者が適宜提示又は公表するURL フィルタリングサービス利用の条件についてはこの限りではなく、提供者及び利用者は、当該提示又は公表される利用条件にも拘束されるものとします。
- (h) 協議 利用者及び提供者は、本契約に定めのない事項又は本契約に関する解釈上の疑義につき、真摯に協議のうえ解決するものとします。